

9. 地方公共団体向け国庫補助負担金改革（事業別主要項目）

① 治 水

《重点化・スリム化》

- ・河川・砂防等の補助事業については、緊急的に実施すべき事業を除き、抑制。
- ・ダム事業については、新規箇所を厳選。
- ・小規模な補助金である河川修繕費補助^(注1)、ダム周辺環境整備事業費補助、堰堤修繕費補助、砂防設備修繕費補助、地すべり防止施設修繕費補助及び河川改修事業費補助のうち耐水型地域整備事業を廃止。
- ・高潮対策、侵食対策、公有地造成護岸等整備統合補助事業の市町村事業に係る採択基準を引上げ（7,000万円→8,000万円）。
- ・補修統合補助事業に係る採択基準の引上げ（都道府県事業：4,500万円→5,000万円、市町村事業：2,000万円→2,500万円）。
- ・海岸環境整備事業に係る採択基準の引上げ（8,500万円→9,000万円）。

《交付金化等》

- ・流域ごとに協議会を設置し、国と地方が連携を図りつつ地域的な水害・土砂災害対策を総合的に推進する総合流域防災事業を創設。あわせて、中小河川の堤防脆弱部の強化、洪水ハザードマップの整備、災害情報提供システムの整備等のハード・ソフト対策についても一体的に推進。
- ・東南海・南海地震等に伴う津波被害に対応するため、各省連携の下、堤防護岸の補修、津波防災ステーションの整備、水門の自動化・遠隔操作化等のハード・ソフトにわたる事業を総合的に推進する津波危機管理対策緊急事業を創設。
- ・河川環境整備事業費補助を統合補助金化。

② 道 路

《重点化・スリム化》

- ・道路整備に対する補助事業は、原則として空港・港湾アクセス道路など重要なネットワークを形成する事業や交通安全対策、沿道環境対策など国家的見地から支援が必要な事業に重点化することにより、抑制。
- ・交通安全施設等整備事業の採択基準を引上げ（5,000万円→1億円）。

《交付金化等》

- ・道整備交付金〔各省連携の交付金〕を創設。
- ・補助事業における地方の裁量性を高める観点から、採択基準の見直し、構造物協議の廃止等の事前審査の簡素化を図る一方、事業効果の発現状況等について事後審査を行う「責任裁量型」の補助制度への転換を推進。
- ・地方道路整備臨時交付金について、地方公共団体の自主性と創意工夫の下、重点的、効果的かつ効率的な道路整備を推進するため、地域再生に資する事業の重点的な支援や、市町村と国との間で要望や内示手続を直接行える仕組みを導入。

③ 港 湾

《重点化・スリム化》

- ・中枢・中核国際港湾等以外の重要港湾について、効率的・効果的投資を更に促進するため、小規模な施設について、耐震強化岸壁のような防災・安全上必要な施設など特に重要なものを除き、新規採択を厳に抑制。
- ・地方港湾の補助事業を厳しく抑制。
- ・海域環境創造・自然再生等事業のうち、地域的な取り組みが求められる汚泥浚渫に対する補助を廃止。
- ・港湾施設改良費統合補助について、市町村管理に係る補助の採択基準を引上げ（5,000万円以上→7,000万円以上。19年度までに段階的に1億円へ引上げ）^(注2)。
- ・港湾環境整備事業費補助について、重要港湾（特定重要港湾を除く）及び地方港湾に係る緑地整備の採択基準の下限を引上げ（5,000m²→10,000m²）。

《交付金化等》

- ・港整備交付金〔各省連携の交付金〕を創設。

④ 空港

《重点化・スリム化》

- ・地方空港の補助事業を厳しく抑制。
- ・ヘリポートに対する補助を平成16年度末をもって廃止するとともに、ゼネラルアビエーション空港に係る補助の採択基準を引上げ（5,000万円→1億円）。

⑤ 住宅・市街地

《税源移譲》

- ・公営住宅家賃収入補助を縮減（平成18年度廃止）し、税源移譲。

《重点化・スリム化》

- ・既成市街地の改善推進に重点化し、郊外部の団地開発支援を抑制。
- ・小規模な補助金である特定賃貸住宅建設融資利子補給補助^(注3)、公営住宅建設等指導監督交付金、住宅地区改良指導監督交付金、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給指導監督交付金、住宅産業構造改革等推進補助金（地方公共団体向け分）を廃止。

《交付金化等》

- ・まちづくり交付金を拡充。
- ・建替えを中心とした公営住宅等の供給や福祉関連施設との連携、面的な居住環境の整備、民間住宅の耐震改修の推進、住宅相談・住宅情報提供の実施など、地域における住宅政策を総合的に推進する地域住宅交付金を創設。
- ・耐震性が不十分な住宅・建築物の耐震診断・耐震改修を総合的に支援する住宅・建築物耐震改修等事業費統合補助を創設。

⑥ 下水道

《重点化・スリム化》

- ・広域的な水質保全等の事業効果の大きい事業に重点化し、汚水管きよの維持更新など事業効果の小さい事業への補助を抑制。
- ・小規模な補助金である下水道緊急整備事業助成補助^(注4)、流域総合下水道計画調査費補助を廃止。

《交付金化等》

- ・汚水処理施設整備交付金〔各省連携の交付金〕を創設。

⑦ 都市公園

《重点化・スリム化》

- ・防災上の必要性があるもの等を除き、都市公園に係る補助事業を抑制。
- ・補助対象となる都市公園整備事業（市町村）の下限を引上げ（2億円→2.5億円）。

⑧ その他

《重点化・スリム化》

- ・小規模な補助金である土地利用転換計画策定等補助金、土地分類調査費等補助金を廃止。

（注1）平成16年度予算において計画を承認されている国庫債務負担事業の平成17年度支出分を除く。

（注2）統合を行った市町村管理港湾については、補助採択基準の下限を平成19年度までの間据え置き。

（注3）既契約分については経過措置。

（注4）既往分に係る利子助成は平成20年度で終了。